

# 市民合意のない水道料金の大幅負担増は撤回して、低所得者世帯へ減額制度の創設を

## [市民合意のない料金の大幅負担増は撤回を]

川口市は3月市議会で水道料金の平均25.01%の大幅値上げとなる議案を上程、9月1日から実行する計画です。右記の金額表に実際には消費税10%の分も加算されるわけで昨年10月に続く大幅負担増となります。市は改定理由について「～事業拡張期に建設された水道施設の老朽化が顕著であり、今後、更新費用の増加が見込まれます。～人口が増加している現在においても、節水機器の普及や生活様式の変化などにより、給水収益は伸び悩んでいるのが現状です。～よって現行水道料金の改定が必要と考え、諮問するものです」と川口市上下水道事業運営審議会で説明しています。

2019年の審議会は3回開かれ、7月29日の第1回審議会で料金改定案が示され、8月30日に開かれた2回目の審議会で改定案が了承され、3回目に市長に対する答申案が示されました。なおかつ、7月の1回目の審議会では「川口市市民参加条例第16条第1項第2号および第17条ただし書き」の規定に基づくとして、水道料金については審議終了まで資料及び議事録は公開しないことまで確認していたのです。とても市民合意を十分に果たしているとは考えられず、料金の大幅負担増は撤回をすべきです。

## [地方公営企業法について]

水道事業は地方公営企業法に基づいて運営されています。地方公営企業法は、独立採算制を基軸として事業運営することが定めていますが、地方公営企業法第3条に「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」とあるように本来の目的は公共の福祉の増進です。しかし、時の政府の意思で法改正したり通知をすることで、より独立採算性が強められた結果が市民への大幅負担増です。命にかかわる水についての会計が独立採算の発想で良いのか。人口60万市民の川口市として国に対して地方公営企業法とその事業の在り方を見直すようモノ言うべきです。

## [低所得世帯への減額制度創設を]

さいたま市では水道と下水道料金の減額制度があります。市民の申請にもとづき、生活保護法による生活扶助の給付を受けている方、児童扶養手当の給付を受けている方、市民税・県民税が非課税の世帯などに1か月の水道料金のうち「979円(税込)」を減額するものです。川口市でも低所得世帯に水道料金の減額制度を創設すべきです。

水道料金の改定案

口径	基本料金			引上げ率	従量料金(1㎡につき)			引上げ率
	現行	改定後	基本水量		使用水量	現行	改定後	
13mm	800円	1010円	10㎡まで	26.25%	10㎡を超え20㎡までの分	126円	158円	25.39%
					20㎡を超え50㎡までの分	205円	256円	24.87%
20mm	1310円	1650円	10㎡まで	25.95%	50㎡を超え100㎡までの分	242円	300円	23.96%
					100㎡を超え200㎡までの分	278円	342円	23.02%
25mm	1,690円	2130円	10㎡まで	26.03%	200㎡を超える分	312円	384円	23.07%
					100㎡までの分	242円	300円	23.96%
30mm	2,300円	2900円	10㎡まで	26.08%	100㎡を超え200㎡までの分	278円	342円	23.02%
40mm	3,700円	4660円	10㎡まで	25.94%	200㎡を超え500㎡までの分	312円	384円	23.07%
50mm	9,600円	12100円	10㎡まで	26.04%	500㎡を超え1,000㎡までの分	321円	392円	23.96%
75mm	18,000円	22680円	10㎡まで	26%	1,000㎡を超える分	351円	428円	21.93%
100mm	32,000円	40320円	10㎡まで	26%	100㎡を超え200㎡までの分	103円	128円	24.27%
150mm	80,000円	100800円	10㎡まで	26%	200㎡を超え500㎡までの分	115円	143円	24.34%
200mm	157,000円	197820円	10㎡まで	26%	500㎡を超える分	126円	156円	23.80%
公衆浴場	6300円	7880円	100㎡まで	25.07%	1㎡につき	242円	300円	23.96%
特別給水								



2020年3月15日号 No.1551  
 日本共産党川口市議会議員団  
 川口市前川 2-28-10  
 TEL.267-8411 FAX.261-3528